

頁	正			誤		
	品名	分別区分	備考	品名	分別区分	備考
14	緩衝材 (発泡スチロール)	容器包装プラスチック類		緩衝材 (発泡スチロール)	プラスチック類	
17	ゴムマット	燃えるごみ	指定袋に入らないものは「粗大ごみ」	ゴムマット	粗大ごみ	指定袋に入れば「プラスチック類」
18	皿 (プラスチック製)	プラスチック類		皿(プラスチック製)	容器包装 プラスチック類	
23	脱酸素剤	燃えるごみ		脱酸素剤	燃えないごみ	
23	タッパー (プラスチック製)	プラスチック類	中身を取り除いて 水洗いすること	タッパー (プラスチック製)	容器包装 プラスチック類	中身を取り除いて 水洗いすること
27	乳酸飲料容器 (プラスチック製)	容器包装プラスチック類	中身を取り除いて 水洗いすること	乳酸飲料容器 (プラスチック製)	燃えないごみ	
27	入浴剤の袋 (プラスチック製)	容器包装プラスチック類	中身を取り除いて 水洗いすること	入浴剤の袋 (プラスチック製)	燃えないごみ	
27	海苔缶、海苔ピン	燃えないごみ		海苔缶、海苔ピン	ピン・缶	
29	風船	燃えるごみ		風船	プラスチック類	

美しいまちづくりに向けて、環境美化については、これまでも快適なまちづくりを目指して、ポイ捨てや不法投棄の防止、犬のふんの放置防止、野焼きの禁止など、環境に関する啓発を行ってきました。

しかし、市内では依然として、ごみが散乱したり道端にや河川などにごみが不法投

**条例違反者には罰則も**

空き缶などの投げ捨てや犬のふんの放置に対しては、中止・原状の回復命令を行います。この命令に違反した場合は、1万円以下の過料が課せられます。

また、自動販売機により飲料を販売する事業者には、回収容器の設置管理義務が課せられます。これに違反し、改善命令に従わない場合は、3万円以下の過料が課せられます。

なお、この罰則規定について

**「ポイ捨て等防止条例」を施行**

環境美化については、これまでも快適なまちづくりを目指して、ポイ捨てや不法投棄の防止、犬のふんの放置防止、野焼きの禁止など、環境に関する啓発を行ってきました。

しかし、市内では依然として、ごみが散乱したり道端にや河川などにごみが不法投

**条例の要旨**

- 市民や事業者などは、飲料を入れる缶、ビン、プラスチックの容器、タバコの吸い殻、紙くず、ビニール、チューインガムのかみかすのほか、これらに類する物を定められた場所(回収容器など)以外に捨ててはならない。
- 容器入り飲食料を販売する事業者は、販売場所に回収容器を設置し、空き缶などが散乱しないよう適正に管理しなければならない。
- 自動販売機により、缶ジュースなどの容器入り飲食料を販売する者は、販売機の設置場所から5m以内に回収容器を設置するとともに、その回収容器があふれないように点検し、また周辺を清潔に保つなど適正に管理しなければならない。
- 飼犬が、公共の場所や他人が所有・管理する場所にふんをした時、犬の飼い主は適切に処理しなければならない。

**環境衛生への取り組み**

**みんなで作ろう美しいまち**

市では、4月からリサイクルプラザを稼働し、ごみの減量化やリサイクルを推進しています。また、地域の環境美化や生活環境の保全を目的に、「ポイ捨て等防止条例」を制定するなど、環境衛生の向上に向けて各種取り組みを推進しています。

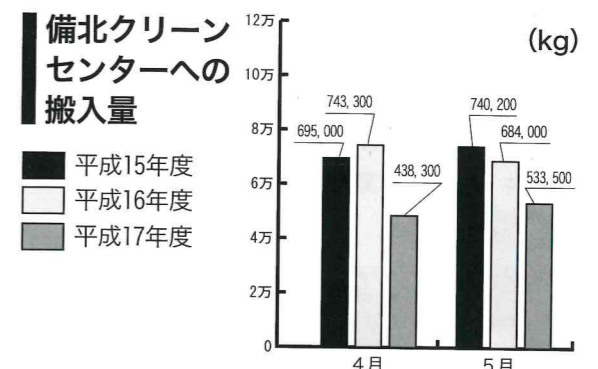
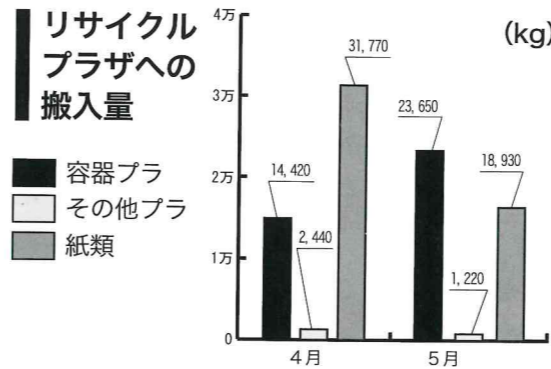


是松町にあるリサイクルプラザ

**リサイクル量が増加**

リサイクルプラザでは、これまで焼却していたプラスチック類を、リサイクルできる資源として収集しています。これにより、備北クリーンセンターへの搬入量は、昨年度と比較して4月は約40%減、5月は約25%減と、大幅に減少しました。

一方、4月から5月の2か月間で、約42tのプラスチックを収集し、資源としてリサイクルすることができました。



**ごみの分別とリサイクルの推進**

**正しい分別を**

プラスチック類は、4月から「容器包装プラスチック類」と「プラスチック類」の2種類に分けて収集し、どちらもリサイクルしています。

しかし、出されたごみの中には、正しく分別されていないものも多く、選別作業などが困難になっています。

を指定袋に入れて出す際には、特に次の点に気をつけて分別してください。

- 汚れの取れないものは、燃えるごみとして出してください。
- 容器類を指定袋に入れる際、レジ袋などへ入れてあると中身が確認できず、収集できないことがあります。レジ袋などへ入れたまま、指定袋へ入れないでください。

**お詫びと訂正**

ご家庭に配布した「ごみの分け方ガイド」と「ごみ収集カレンダー」に、一部誤りがありました。次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

**※ごみの分け方ガイド**

冊子内の「ごみの分け方早見表」を、次ページの正誤表のとおり訂正します。

なお、ごみの分別区分は、現在、一部見直しを行っています。決定次第、広報紙などでお知らせします。

**※ごみ収集カレンダー**

次の地区については、カレンダーの7月29日(金)に「燃えるごみ」の収集の記載がありませんが、収集を行います。

**対象地区**

- 東上・東本通1・東下・下本町・新道上・新道下・宮内・永末・大久保・高・川西・小用・高門・柳原・美湯・ハイツ・西城
- 大黒東・紅屋・東本通2・市・尾引・木戸・高茂・本後・水後・平和・殿垣内・田原・七塚・山内・別作のみ・口和